

【軽米町】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	451	431	403	373	347
② 予備機を含む 整備上限台数	0	0	463	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	0	403	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	0	403	0	0
⑤ 累積更新率	0	0	100	100	100
⑥ 予備機整備台数	0	0	60	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	60	0	0
⑧ 予備機整備率	0	0	14.9	0	0

確認事項

- ・ ①の児童生徒数は、町立小学校3校及び町立中学校（1校）の児童生徒数の合計である。
- ・ 予備機については、国の補助金上限の15%を最大で活用する。

（端末の整備・更新計画の考え方）

GIGA第1期で整備した端末について、文部科学省が定める5年程度を経過したのちに更新を行うものである。

今後、町立小中学校の児童生徒の増加があった場合は、当面は予備機による対応とし、運用に影響がある増加分については予算化ののち購入する。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

○基本的な方針

基本的なデータ消去を行った上で、教員の指導用端末としての活用やその他職員の業務用端末としての活用、さらに軽米町所管の施設において活用する。それ以外の端末については、業者委託にて端末データ削除を証明する書類の提出を求め、リユースまたは再資源化を行う。

○対象台数：462台

○処分方法

- ・ 軽米町教育委員会職員がデータ消去の上、学校・公共施設で再利用：20台
- ・ 資源有効利用促進法の製造事業者にてデータ消去・再使用・再資源化を委託：442台

○端末のデータの消去方法

- ・処分業者へ委託する。

○スケジュール（予定）

令和8年 11月 新規購入端末の使用開始 使用済端末保管
再利用端末のデータ消去作業、再利用開始

令和8年 12月 処分事業者選定

令和9年 3月 使用済端末の事業者への引き渡し

○特記事項

- ・令和7年10月にWindowsのサポート期限が終了するため、サポートの空白期間が発生しないよう、更新時期までのサポート延長の手続きを行います。